

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（政令で定める救援）</p> <p>第九条 法第七十五条第一項第八号の政令で定める救援は、次のとおりとする。</p> <p>一 福祉サービスの提供</p> <p>二 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</p> <p>三 学用品の給与</p> <p>四 死体の搜索及び処理</p> <p>五 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>（準用）</p> <p>第五十二条 第一条から第四条まで、第六条から第三十四条まで、第三十七条から第四十四条まで、第四十五条第二項、第四十六条第三項及び第四十七条から前条までの規定は、法第七十二条第一項の緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
<p>第九条第二号及</p>	<p>武力攻撃災害</p>	<p>緊急対処事態にお</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（政令で定める救援）</p> <p>第九条 法第七十五条第一項第八号の政令で定める救援は、次のとおりとする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</p> <p>二 学用品の給与</p> <p>三 死体の搜索及び処理</p> <p>四 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>（準用）</p> <p>第五十二条 第一条から第四条まで、第六条から第三十四条まで、第三十七条から第四十四条まで、第四十五条第二項、第四十六条第三項及び第四十七条から前条までの規定は、法第七十二条第一項の緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
<p>第九条第一号及</p>	<p>武力攻撃災害</p>	<p>緊急対処事態にお</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

(略)	び第五号、第二十四条（見出しを含む。）、第二十六条第二項及び第三項並びに第二十九条の見出し
(略)	
(略)	ける災害

(略)	び第四号、第二十四条（見出しを含む。）、第二十六条第二項及び第三項並びに第二十九条の見出し
(略)	
(略)	ける災害